



0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

タイトル番号：0062

書名：伊達村侯君言行録

1冊

欽仰家譚

上下

二冊



伊達村侯君言行録

凡例

一天畫君の美の室木にまや〜〜〜 韓深〜〜〜
 其巻若千〜〜〜 藤〜藤小園〜〜〜 世入
 是を〜〜〜 著幸小園〜〜〜 世入
 典行〜〜〜 藤君の著〜〜〜 世入
 其書を〜〜〜 藤君の著〜〜〜 世入
 人まや〜〜〜 藤君の著〜〜〜 世入
 あ〜〜〜 藤君の著〜〜〜 世入
 十〜〜〜 藤君の著〜〜〜 世入
 兼〜〜〜 藤君の著〜〜〜 世入
 幸〜〜〜 藤君の著〜〜〜 世入



賢者の遺徳を慕ひて書きたるものあり。我々の
も下へて書きたるものあり。神の御教を
一冊の書きたるものあり。有るは後
世に傳へて書きたるものあり。教
人の心を導くものあり。是は神の御
家傳の書きたるものあり。

- 一 年の次ぎの書きたるものあり。神の御教を
りて書きたるものあり。神の御教を
書きたるものあり。神の御教を
一 惟中の良業且善行の書きたるものあり。神の御教を
美事と書きたるものあり。神の御教を
一 臣下の美事と書きたるものあり。神の御教を

政下の書きたるものあり。神の御教を
書きたるものあり。神の御教を
一 神君の美事と書きたるものあり。神の御教を
りて書きたるものあり。神の御教を
書きたるものあり。神の御教を
一 今人の美事と書きたるものあり。神の御教を
りて書きたるものあり。神の御教を
書きたるものあり。神の御教を
一 神君の美事と書きたるものあり。神の御教を
りて書きたるものあり。神の御教を
書きたるものあり。神の御教を
一 今人の美事と書きたるものあり。神の御教を
りて書きたるものあり。神の御教を
書きたるものあり。神の御教を

文化四年丁卯秋八月

后

是野中之權轉

伊達村侯君言行録上

一 從四位の左近衛權少將兼遠江守友永朝臣村侯之法法
早く大隆寺殿若遠利太子羽林中山信興大居士と
奉り大長尾魚名への侍首裔は長きつ政宗への法長男
伊達を以て秀宗とす。母の法子孫あり。秀宗、元
和元年於大坂伊豫國より和信十下り、伊成、成道、世
は相傳す。~~~~~ 是等の別々加へせ給ひ

公義の法金糧も怪しく、法誠、法枝、桑二十余國の法侯の
中にも、法彰、い、あき、法家、筋、法祐、代、秀宗、の、法、法、号
等、東、寺、殿、義、山、法、の、大、居士、と、す、母、の、法、二、代、宗、利、の、法、法、
号、法、樂、院、殿、賢、山、法、の、大、居士、と、す、奉、り、法、三、代、宗、實、の、法、
法、号、大、法、院、殿、天、山、法、の、大、居士、と、す、母、の、法、四、代、村、兼、の、

後法号恭西院及本山浄光天皇止一尊の法号は
則若彦あり

一 秀宗の法号は徳十万石新の法号成るなり故に
とも國の並の法号成りては別教部へは甚き
かゝるなり。末もあり。亂世の極なり。つら
て相念もあらざり。又は分限の教もあらざり。若彦
の法号。仰上洛供奉の意成り。たゞしは極度の時
ふの法号の法道具長刀なり。はたせしなり。先
けは一代の法号なり。お海を以て爾宗の法号の意
秀宗より。は法号なり。は捕宗の法号なり。法
分なり。法号なり。法号なり。法号なり。法号なり。
と。義の法号なり。は國の法号なり。末もあり。自
と。差先准國主の法号。釋と。念なり。は法号なり。法
と。差先准國主の法号。釋と。念なり。は法号なり。法

一

後法号恭西院及本山浄光天皇止一尊の法号は
則若彦あり
一 秀宗の法号は徳十万石新の法号成るなり故に
とも國の並の法号成りては別教部へは甚き
かゝるなり。末もあり。亂世の極なり。つら
て相念もあらざり。又は分限の教もあらざり。若彦
の法号。仰上洛供奉の意成り。たゞしは極度の時
ふの法号の法道具長刀なり。はたせしなり。先
けは一代の法号なり。お海を以て爾宗の法号の意
秀宗より。は法号なり。は捕宗の法号なり。法
分なり。法号なり。法号なり。法号なり。法号なり。
と。義の法号なり。は國の法号なり。末もあり。自
と。差先准國主の法号。釋と。念なり。は法号なり。法

後法号恭西院及本山浄光天皇止一尊の法号は
則若彦あり
一 秀宗の法号は徳十万石新の法号成るなり故に
とも國の並の法号成りては別教部へは甚き
かゝるなり。末もあり。亂世の極なり。つら
て相念もあらざり。又は分限の教もあらざり。若彦
の法号。仰上洛供奉の意成り。たゞしは極度の時
ふの法号の法道具長刀なり。はたせしなり。先
けは一代の法号なり。お海を以て爾宗の法号の意
秀宗より。は法号なり。は捕宗の法号なり。法
分なり。法号なり。法号なり。法号なり。法号なり。
と。義の法号なり。は國の法号なり。末もあり。自
と。差先准國主の法号。釋と。念なり。は法号なり。法

度の 上使の打屋兼世法馬出の事渡御代も承
一 備一すきと又思下も世法馬出の事又もやと承
法年去り終り。

一天皇君至保十一年己丑月十一日卯の刻法遷す
一 法母世の世法中將吉村の世法若宮御孫
法法馬出の世法改改世法妙惠日法大歸の事法法
法可孫の世法初の世法夫人の事
候の至り法法初級
一 法法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の
外法の世法初級
一 法法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の
一 法法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の
一 法法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の

この世法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の
一 法法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の
將軍の世法若宮の世法若宮の世法若宮の
一 法法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の
又改改の世法若宮の世法若宮の世法若宮の
南法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の
法法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の
と承一法法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の
將一法法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の

一 法法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の
法法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の
法法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の
法法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の
法法馬出の世法若宮の世法若宮の世法若宮の

さるよりさるて教導しつゝ天子と稱しつゝ其
く此後一々教導しつゝ其まゝとす

一 ねく徳化と申被流の南郭に居りし海移林の
義菴和尚或の盲人の二作被茶号と号す。老
死に付て同人一々名を多むの輩一處に居
は相ひて居りし。

一 寺に馬喰及及兵衛の事あり。其時中一馬
形に徳菴の比屋敷少くは成りし史家二年。宗村と
しつゝ其少くは進んて思國に居りし徳菴
寺に被授けり。其妻相しつゝ一は上座に居りし
は好む遊は老年の後まよわくは為りし。此少く
基は徳菴少く有りし一馬を成りし其も居りし
書一人の事前しつゝあるは老年に居りし徳菴

片と女とありし一は馬を被授けり。其
も多しつゝ一宗村も可なりし一。其や其時其平二平九
とありし一は少くは居りし。

一 寺に宗村の冷泉大領之御村人の比屋敷成りし。其
是馬井とありし。金紋紗業福印且二平ねりし其少くは
ありし。其被授けり。其好む被授けり。其も少くは被授けり。其
被授けり。其好む被授けり。其も少くは被授けり。其
音楽を少くは被授けり。其も少くは被授けり。其
を被授けり。其好む被授けり。其も少くは被授けり。其
因にありし一は道にありし一は其も少くは被授けり。

一 寺に徳菴の比屋敷少くは居りし。其も少くは被授けり。其
たつて其少くは居りし。其も少くは被授けり。其

一 初ノ為復父家老并大改定一ノ書紙拾ノ料理振上
一 一ノ友主翁ノ以寄一ノ遺物ヲ有ニ是
一 一ノ遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ

一 遺 二冊 三冊 二冊 一冊

一 源生書 一冊

一 一冊ノ友主翁ノ遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ
一 一冊ノ友主翁ノ遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ
一 一冊ノ友主翁ノ遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ
一 一冊ノ友主翁ノ遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ
一 一冊ノ友主翁ノ遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ
一 一冊ノ友主翁ノ遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ

一 一冊ノ友主翁ノ遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ

一 遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ
一 遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ
一 遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ

一 遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ

一 遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ

一 遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ

一 遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ

一 遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ

一 遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ

一 遺物ヲ拾得ルル其友ノ友主翁ノ